

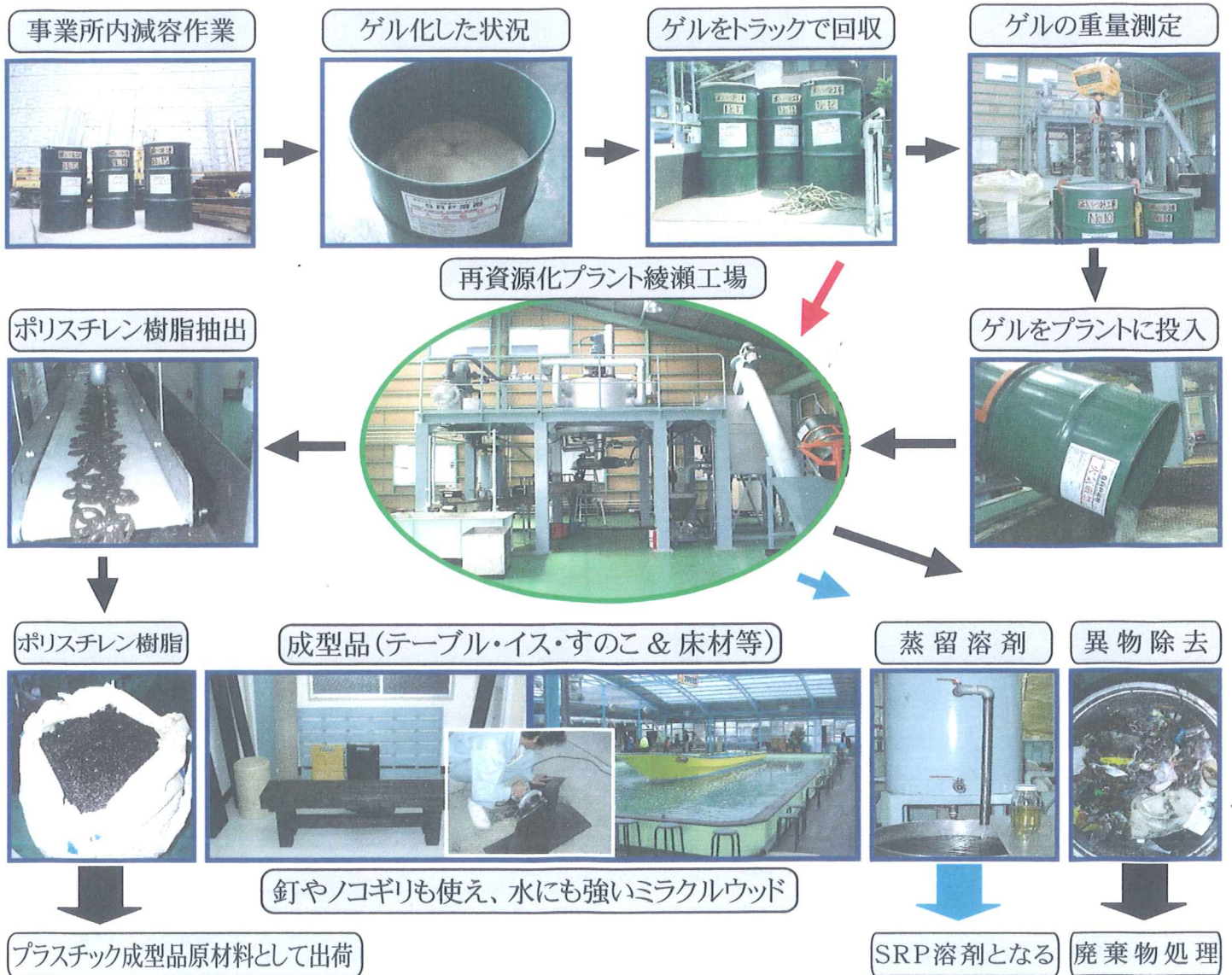
SRP 溶剤

発泡スチロール再資源化

使用済発泡スチロールの総量は、現在全国で数十万t。そのほとんどがゴミとして焼却・埋め立て処分（産業廃棄物処理）されております。

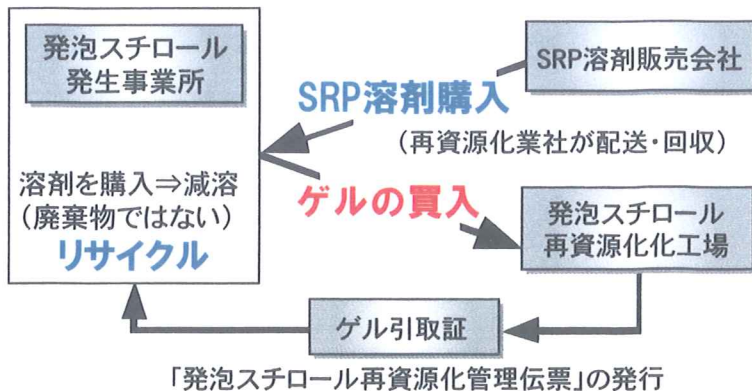
「SRP溶剤」は、発泡スチロールを減容・ゲル化し自社開発プラントで再資源化し、再生ポリスチレン樹脂と再生溶剤に生まれ変わる完全リサイクル溶剤です。

保管場所縮小・飛散防止・CO2削減・埋立地延命化・資源延命化・・・など、地球環境に優しい「循環型社会の形成」に貢献いたします。



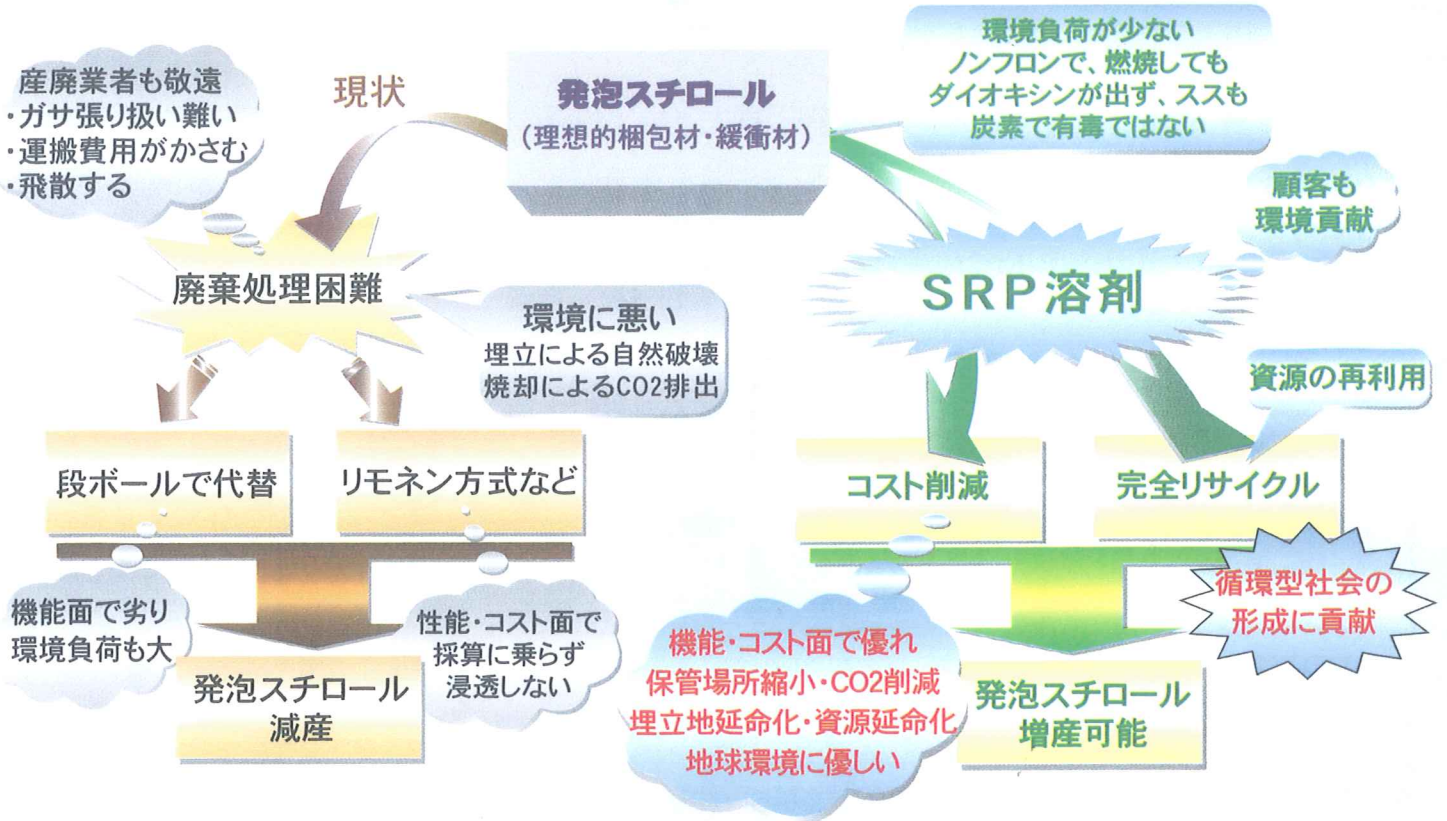
「SRP溶剤」発泡スチロール(PS)リサイクルの流れ

SRP 溶剤の特徴



- ★緩衝材、魚箱なら約4t車1台分がドラム缶1本に収まります。
(*発泡スチロール倍率により異なる) 溶剤1kg(比重0.825)で約1kgの発泡スチロール減容。(約1.2L≒1kg)
- ★SRP溶剤は安心してご使用になれます。石油系の溶剤(4種第2石油類)で、灯油と同じ扱いです。
- ★特に装置は不要。保管場所も不要。その場で減容。多少の汚れ・ビニール類・紙・ボンド・着色・土等が付いても減容できます。雨が入っても減容できます。
- ★溶解速度が速い。常温で15~30kg/h 減容可能。
- ★ゴミの減量・削減。ゴミにしないリサイクルシステムは「産業廃棄物管理伝票」(マニフェスト)不要。リサイクルの証明書発行。
- ★SRP溶剤はポリスチレン(PS)以外は溶解しません。

「環境型社会」形成に貢献するSRP溶剤



SRP プラント



- ★臭気、騒音がほとんどなく異物の回収も完璧です。
(県条例の臭気・振動・ガス成分検査等全て認可済)
- ★年配者の方2名で作業が出来ます。
- ★コンパクトな設計。(50坪程度で設置可能)
- ★処理能力は、ゲル150Kg/h～。
- ★30t/月・60t/月処理プラント
- ★特願中 ゲル蒸留分離装置 (2000-323463)
- ★特願中 溶剤再生プロセス (2000-323485)

リサイクルの証明書発行

「発泡スチロール再資源化管理伝票」

発泡スチロール再資源化管理伝票		番号 N-
〔ゲル状スチロール樹脂引取証〕		
発行者 (印)	現場引取年月日	蒸留分離蒸留液再生事業者(精製プラント) 再生加工工場において、分離加工された再資源物を精製し、 再資源化する事を証明します。 神奈川県川崎市川崎区浮島町12-3 株式会社西沢興業 溶剤再生加工工場 TEL 044-288-5294 FAX 044-279-3379
受取者 (氏名・公共)	ゲル状スチロール樹脂引取者	
引取重量 Kg	ゲル状スチロール樹脂引取者 住所 名称 電話	ゲル状スチロール樹脂再資源化加工事業者 表記の物件に対し、当加工工場が引取り、適切な再資源化することを証明します。 平成 年 月 日 ゲル状生成物 重量 × 価 = 円 ゲル状生成物買取金額 神奈川県川崎市川崎区元木1-10-10 TEL 044-244-5647 株式会社m-o.innovation 再資源化工場 FAX 044-245-0152
備考	特記事項 ①この管理伝票は、減容生成されたゲル状スチロール樹脂を薄りなく再資源化することを証明するためのものです。 ②ゲル状スチロール樹脂の受け入れに際しては、ドラム缶等の容器に当社指定ラベルが必要となります。 ③この管理伝票に1つでも捺印のないものは無効です。 ④SRP溶剤以外の成分あるいは、5%以上の異物混入の場合等、受け入れを拒否する場合があります。 ⑤異物混入の多い場合等は、ゲル状生成物買取金額は減額になります。また、リサイクル不可能の場合には処理費用が必要場合があります。 ⑥管理伝票発行時、ゲル状スチロール樹脂の買取を致します。領収書の発行をお願い致します。	

※「発泡スチロール減溶」はゴミ処理ではなくリサイクルです。
 できる限り異物は取除いてください。(5%以上異物混入の場合は、ゲルの買上が出来ない場合や廃棄物処理費用を請求することがあります。)

新技術開発『SRP溶剤 (Styron Recycle Perfect)』は、県内を基盤としパーフェクトなりサイクルシステムを皆様にご提供いたします。「SRP溶剤」は国土交通省の新技術活用促進システムに登録しています。(NETIS 登録番号：CB-010004)

問い合わせ先

株式会社 m-o.innovation

神奈川県川崎市川崎区元木 1-6-10

TEL 044-244-5647 FAX 044-245-0152